

# 自由金利型定期預金（M型）単利型 （スーパー定期 単利型）

令和8年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	自由金利型定期預金（M型）単利型 （愛称）スーパー定期 単利型
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・100円以上1千万円未満</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入時または満期日以前の申し出により、満期日に自動解約による指定口座への自動入金を取扱いができます。</li> </ul>
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法  (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利（預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します）</li> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ※ただし、小数点第4位以下は切捨てます。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます）</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・法人は総合課税となります。</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・個人の場合はマル優の取扱いができます。</li> </ul>

## 自由金利型定期預金（M型）単利型 （スーパー定期 単利型）

10. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別表 1 の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。</li> <li>・なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください。また、または窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 <a href="https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/">https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/</a></li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。